

美里町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成30年4月

美 里 町

目次

1．計画策定の背景	1
1 - 1．地球温暖化がもたらす身近な影響.....	1
1 - 2．地球温暖化に対する社会的動向.....	1
(1) 国際的な取組.....	1
(2) 国内の取組.....	2
(3) 本町の地球温暖化防止対策.....	2
2．基本的項目	3
2 - 1．目的.....	3
2 - 2．計画の対象範囲.....	3
2 - 3．対象とする温室効果ガスの種類.....	3
2 - 4．事務事業編の計画期間、見直し予定時期.....	4
2 - 5．上位計画や関連計画との位置付け.....	4
3．「温室効果ガス総排出量」の状況	5
3 - 1．「温室効果ガス総排出量」の算定範囲.....	5
3 - 2．「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳.....	5
(1) 対象施設全体の温室効果ガス総排出量の推移.....	5
(2) 施設区分ごとの温室効果ガス総排出量の推移.....	7
4．「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標	13
4 - 1．目標設定の考え方.....	13
4 - 2．基準年度.....	13
4 - 3．数量的な目標.....	13
5．目標達成に向けた取組	16
5 - 1．取組の基本方針.....	16
5 - 2．重点施策.....	17
5 - 3．温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップ.....	18
6．事務事業編の進捗管理の仕組み	19
6 - 1 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続.....	19
(1) 推進体制.....	19
(2) 実施フロー.....	20
(3) 点検評価.....	21
(4) 公表.....	21

1 . 計画策定の背景

1 - 1 . 地球温暖化がもたらす身近な影響

地球温暖化による影響は、豪雨や干ばつ等の異常現象の増加、農業生産への影響、生態系への影響、人体への影響などが挙げられており、東北地方においても甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

特に気象面においてその影響が強く現れ始めており、ゲリラ豪雨等の短時間強雨、極端な多雨と渇水等が発生しています。さらに海水温度の上昇により、台風が強さを保ったまま北上する可能性が高まるため、岩手県で大きな被害を出した平成 28 年台風第 10 号と同様の現象が今後も発生する可能性があります。

農業生産への影響では、米が未成熟のまま発育を止める白未熟粒の発生、ブドウやリンゴ等の着色不良、梨の発芽不良の可能性が指摘されています。

生態系においても、マツクイムシやナラ枯れなどで森林の形態が変化したことや、カメムシの異常発生による居住環境やコメ品質への影響なども地球温暖化によるものと考えられています。

また環境への影響のほか、子供や高齢者の熱中症や伝染病リスクの増加など人の健康への影響も指摘されています。

このような事象は、温暖化の進行を抑制する以外に鎮圧させることは困難であり、発生した事象に応じた策を講じるばかりでは、行政や住民の負担が増す一方となります。こうした背景からも、将来にわたって私たちの生活をより安定的なものとするために、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

1 - 2 . 地球温暖化に対する社会的動向

(1) 国際的な取組

地球温暖化問題に対応するため、1992 年に地球温暖化問題に対する国際的な枠組みである「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、1994 年に発効されました。同条約に基づき、1997 年に開催された気候変動枠組条約締結会議（COP3）では、各国の温室効果ガス削減目標を定めた「京都議定書」が採択されました。「京都議定書」において、我が国は第一約束期間（2008 年～2012 年の平均）の温室効果ガス排出量を 1990 年比で 6%削減することが目標づけられました。

その後、メキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約締結会議（COP16）では、先進国と途上国の温室効果ガス排出削減目標・行動が同じ枠組の中に位置づけられた「カンクン合意」が成立しました。これにより、2020 年までの温室効果ガス排出削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととなりました。

さらに 2015 年に開催された気候変動枠組条約締結会議（COP21）では、気候変動に関する 2020 年以降の新たな国際的な枠組である「パリ協定」が採択されました。

(2) 国内の取組

我が国では 1999 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定など、各主体の取組を促進するための法的枠組を整備するものです。この法律の下、我が国は温室効果ガス排出量の削減に取組み、第一約束期間における温出効果ガス排出量が 1990 年比 8.4% 減となり、京都議定書における日本の目標（6% 削減）を達成しました。

2016 年度にはパリ協定の採択を受けて国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき改定を行った「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。「地球温暖化対策計画」では、2030 年度における温室効果ガス総排出量を 2013 年度比で 26% 削減することを目標としています。

(3) 本町の地球温暖化防止対策

本町では、温室効果ガス総排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入拡大による低炭素社会の実現に向け、独自に「美里町環境教育基金」を設立し、小中学生を対象に環境に対する理解を深め、再生可能エネルギーについて学ぶ機会を継続して提供してきました。また国及び県からの事業費補助を受け、公共施設の省エネ化や地域における再生可能エネルギーの導入を支援してきています（表 1-1）。

なお、その他地域の温室効果ガス総排出量の削減に向け、「美里町再生可能エネルギー転換等促進基金」を財源とし、住民向け太陽光発電設置の補助事業を実施してきました。本事業では平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間に於いて 188 件の交付、18,754,000 円の補助額となっています。

表 1-1 省エネ化及び再生可能エネルギー導入事業

補助事業名	実施年度	対象施設	事業内容
再生可能エネルギー等導入補助金事業	平成 25,26 年	本庁舎 文化会館に変更	太陽光パネル及び蓄電池導入
		南郷庁舎	
		診療施設	
		上水道施設	
みやぎ環境交付金事業	平成 27 年	南郷病院	照明 LED 化
	平成 28 年	中央コミュニティセンター	
	平成 29 年	近代文学館	
美里町再生可能エネルギー転換等促進基金事業	平成 25～27 年	一般住宅	住民向け太陽光設置補助

2 . 基本的項目

2 - 1 . 目的

本計画は、本町の事務事業から排出される温室効果ガスの削減のため、本計画の対象施設における省エネ化とエネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーの導入に向けた基本的な方針を定め、方針を実現するための実施体制及び実施手順を定めるものです。

2 - 2 . 計画の対象範囲

計画の対象とする範囲は、本町の全ての事務事業とします。

2 - 3 . 対象とする温室効果ガスの種類

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項において規定されている表2-1の7種類とします。

表 2-1 対象とする温室効果ガス

ガス種類 ¹	人為的な発生源	地球温暖化係数 ²
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、灯油、ガソリン等の使用により排出される。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出される。	1
メタン (CH ₄)	湿地、水田、家畜の腸内発酵等から排出される。また、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等からも排出される。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等によって排出される。	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用や廃棄時等に排出される。	12 ~ 14,800
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	7,390 ~ 17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。	17,200

1:本町においては、PFC、SF₆、NF₃について発生源がないことから排出量を計上しない。

2:地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を基準に比で表したもので、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(最終改正:2016(平成28)年5月27日政令第231号)」第4条による。

2 - 4 . 事務事業編の計画期間、見直し予定時期

本計画の基準年度及び計画期間は、2016年5月13日に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度を2013年度、計画期間を本計画策定年度である2018年度から2030年度とします。計画の見直しについては5年に1回を目途とし、進捗に応じて定期的に行うものとします。

2 - 5 . 上位計画や関連計画との位置付け

事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画となります。

また本計画は、政府の地球温暖化対策計画及び宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、地球温暖化防止の観点から、美里町総合戦略・総合計画に示される本町の将来像である「心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまち」の実現へ向け、公共施設等総合管理計画等の関連計画と整合を図りながら着実な温室効果ガス総排出量の削減へ向けた運用改善、設備更新、再生可能エネルギーの導入の方針を示し、実現のための実施体制を定めるものとなります。

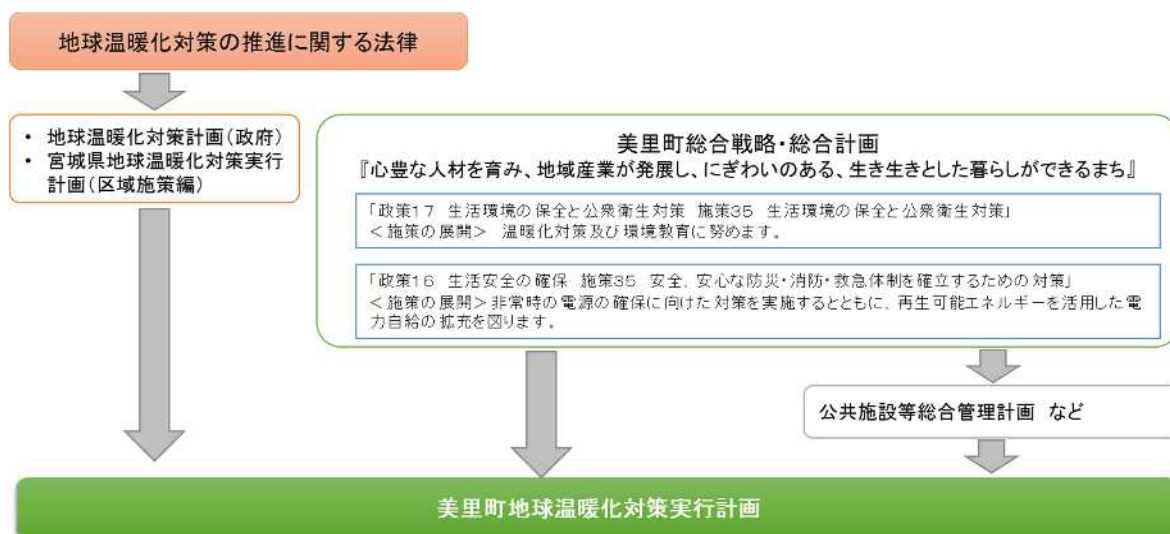


図 2-1 本計画の位置づけ

3. 「温室効果ガス総排出量」の状況

3 - 1. 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲

本計画における温室効果ガス総排出量の算定範囲は、本町が他団体へ無償貸与している施設を除く、指定管理施設を含む町内全ての公共施設を対象とします。

3 - 2. 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳

(1) 対象施設全体の温室効果ガス総排出量の推移

本町の対象施設における温室効果ガス総排出量の推移を図 3-1 及び表 3-1 に示します。

温室効果ガス総排出量は 2013 年度には 6,134.1 t-CO₂ であったものが、2016 年度には 5,185.6 t-CO₂ と 15.5%減少しています。

電気については 2013 年度から 2016 年度にかけて排出係数が減少しています。2013 年度の排出係数（前年度実績 0.0006t-CO₂/kWh）を適用した場合の 2016 年度における電気の使用による温室効果ガス排出量は 4,140.1t-CO₂ となり、2013 年度と比較して 2016 年度は排出係数の変化により 303.6 t-CO₂、電気使用量の変化により 263.3 t-CO₂ 減少していました。電気使用量の変化については、南郷庁舎など顕著に減少している施設がみられるほか、多数の施設でやや減少傾向にあります。

A 重油の使用量については、スイミングセンターにおける減少量が大きく、本庁舎、東庁舎でも減少しています。

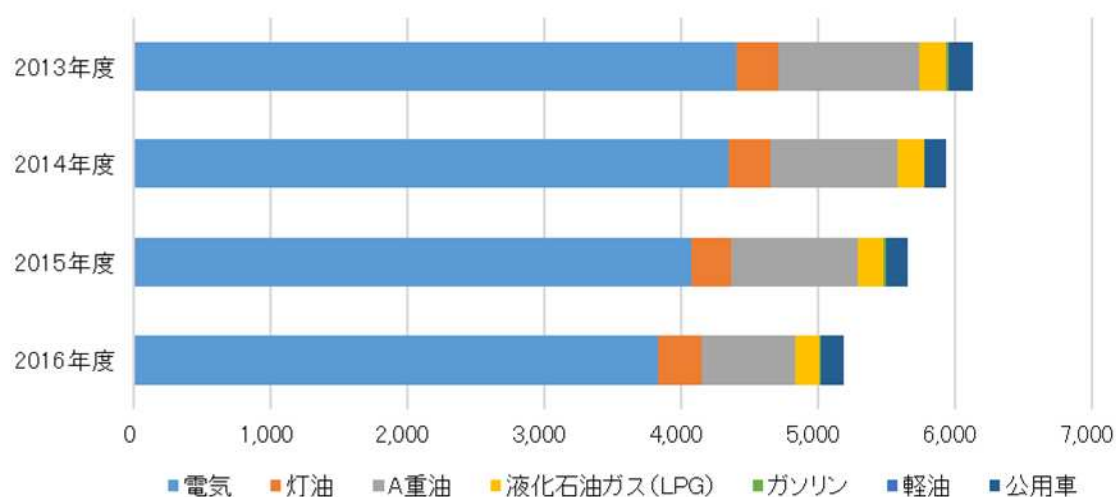


図 3-1 対象施設全体の温室効果ガス総排出量の推移 (t-CO₂)

表 3-1 対象施設全体の温室効果ガス総排出量の推移 [t-CO₂]

年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
電気	4,403.4	4,342.9	4,077.2	3,836.5
A 重油	1,034.7	934.4	928.7	682.6
灯油	306.6	308.4	285.8	316.2
液化石油ガス (LPG)	196.1	188.6	190.7	179.8
ガソリン	10.2	5.0	10.5	6.8
軽油	0.1	0.0	0.4	0.0
公用車	183.0	158.5	160.7	163.7
合計	6,134.1	5,937.8	5,654.0	5,185.6
温室効果ガス総排出量の 増加率 (2013 年度比)	100.0%	96.8%	92.2%	84.5%
(参考) 電気 (排出係数 0.0006 統一)		4,409.0	4,284.3	4,140.1

(2) 施設区分ごとの温室効果ガス総排出量の推移

各施設におけるエネルギー起源二酸化炭素（以下「エネルギー起源 CO₂」という。）の排出量を、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0」（平成 29 年 3 月）に示されている、事務所等、学校等、集会所等、病院等、その他の 5 つの施設区分ごとに分けて示します。

また、エネルギー起源 CO₂ 排出量を施設の延床面積で割って算出した、延床面積 1m² あたりのエネルギー CO₂ 排出量（以下、「面積原単位」とします。）の推移を示します。面積原単位が大きな施設は、施設の稼働率が高いか、あるいはエネルギーの使用が効率的になされていない可能性があります。

事務所等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

事務所等に分類される施設の中では、役所本庁舎のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位が最大となっています。エネルギー起源 CO₂ の排出源としては、主に電気の使用によるものが多くなっていますが、暖房用ボイラの燃料として使用されている A 重油によるエネルギー起源 CO₂ の排出量も 3 分の 1 程を占めています。

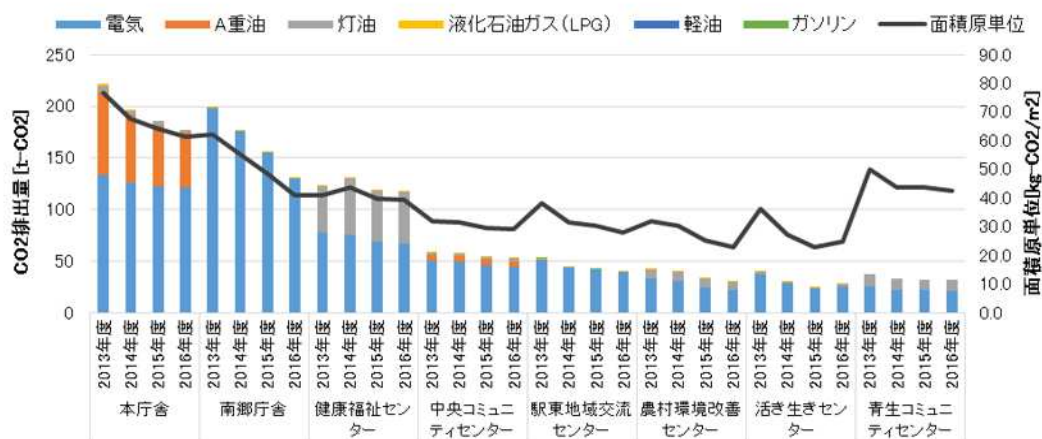


図 3-2 (1) 事務所等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

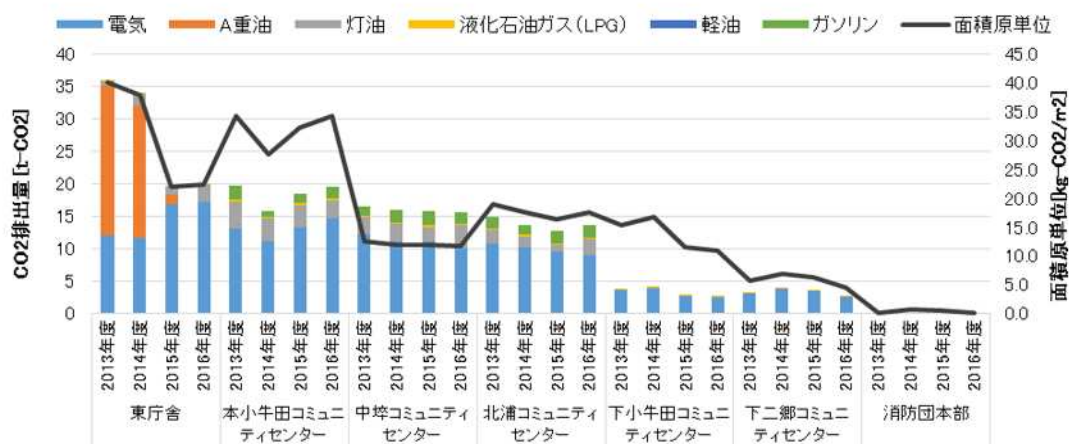


図 3-2 (2) 事務所等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

学校等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

学校等に分類される施設の中では、不動堂小学校が最も多くのエネルギー起源 CO₂ を排出しています。エネルギー起源 CO₂ の排出源としては、暖房用ボイラの燃料として使用されている A 重油からの排出量が電気の使用による排出量と同程度となっています。他の施設では電気によるエネルギー起源 CO₂ 排出量が最も多くなっており、次いで暖房用の灯油からの排出量が多くなっています。

面積原単位では、小牛田保育所が最も大きくなっています。また、小・中学校の面積原単位はほぼ同程度となっています。

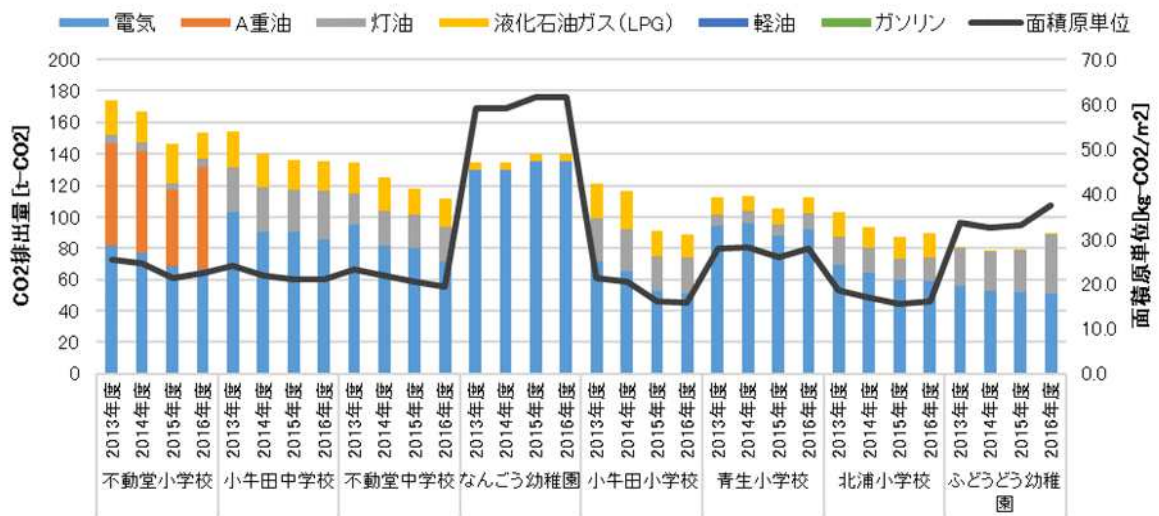


図 3-3 (1) 学校等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

なんごう幼稚園は 2014, 2016 年度の電気使用量データに不足があり、前年度の電気使用量で補間した。

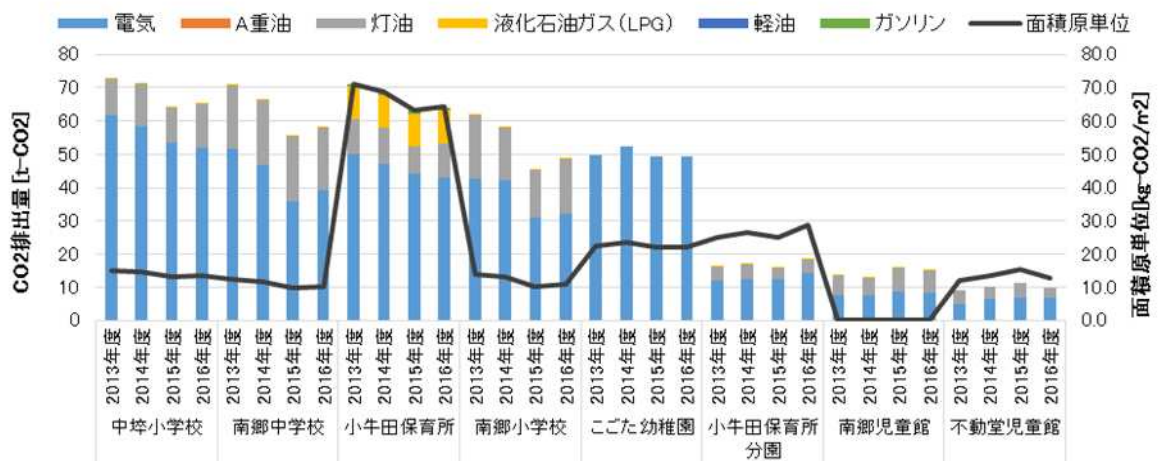


図 3-3 (2) 学校等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

集会所等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

集会所等に分類される施設の中では、スイミングセンターが最も多くのエネルギー起源CO₂を排出しています。エネルギー起源CO₂の排出源としては、ボイラ燃料として使用されているA重油による排出量が最も多くなっており、次いで照明設備やポンプ等で使用する電気による排出量が多くなっていきます。また、面積原単位も最も大きくなっていきます。

スイミングセンターに次いで、学校給食センターと農産物直売所の面積原単位が大きくなっており、施設の規模に対してエネルギーの使用量が多い状態となっています。

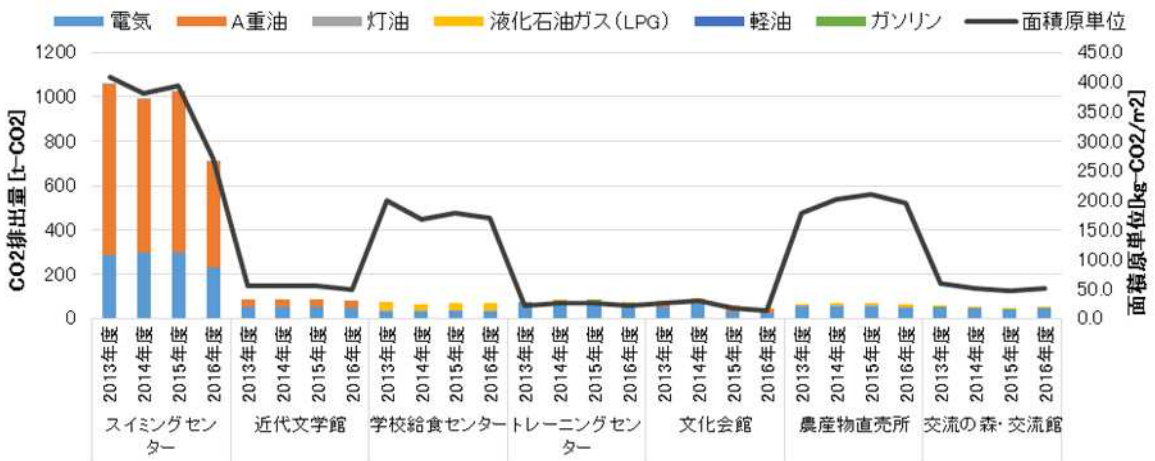


図 3-4 (1) 集会所等のエネルギー起源CO₂排出量及び面積原単位の推移

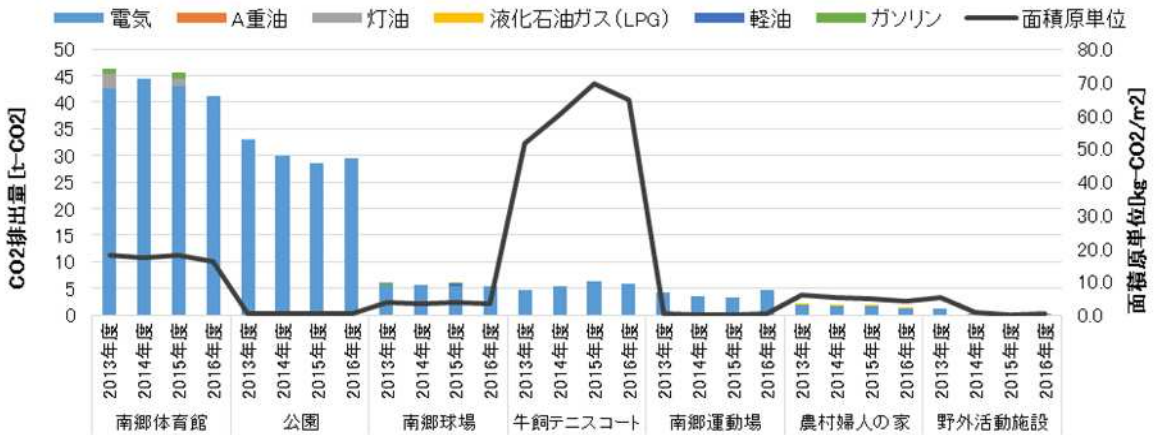


図 3-4 (2) 集会所等のエネルギー起源CO₂排出量及び面積原単位の推移

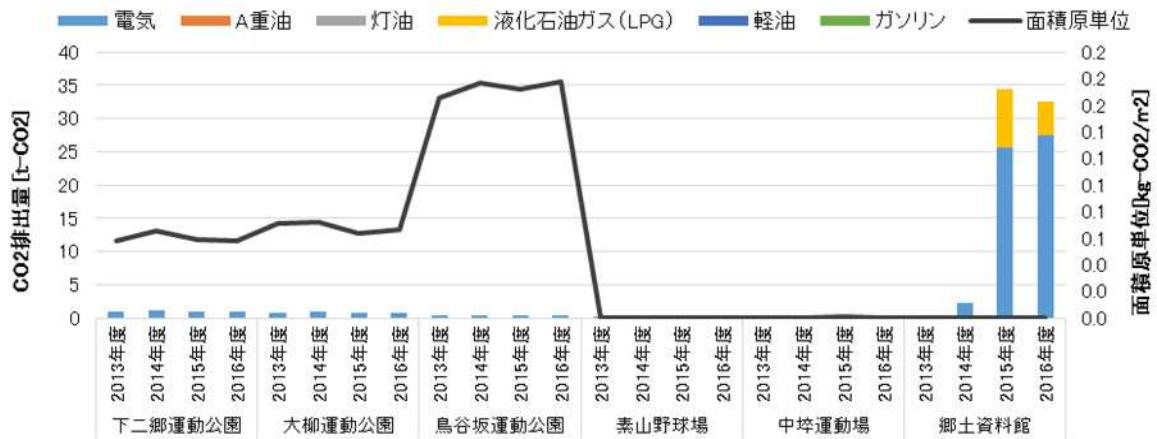


図 3-4 (3) 集会所等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

病院等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

病院等に分類される施設の中では、南郷病院が最も多くのエネルギー起源 CO₂ を排出しています。エネルギー起源 CO₂ の排出源としては、電気による排出量が多く、次いで A 重油による排出量が多くなっています。

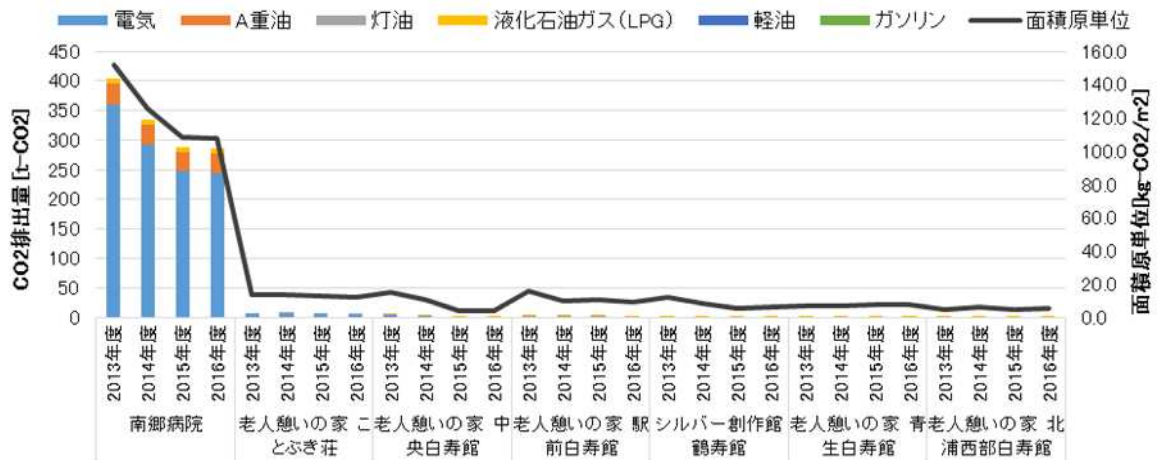


図 3-5 病院等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

その他のエネルギー起源二酸化炭素排出量

その他施設に分類される施設の中では、農業集落排水施設が最も多くのエネルギー起源CO₂を排出しています。

また、その他施設のエネルギー起源CO₂排出源は全て電気の使用によるものとなっています。

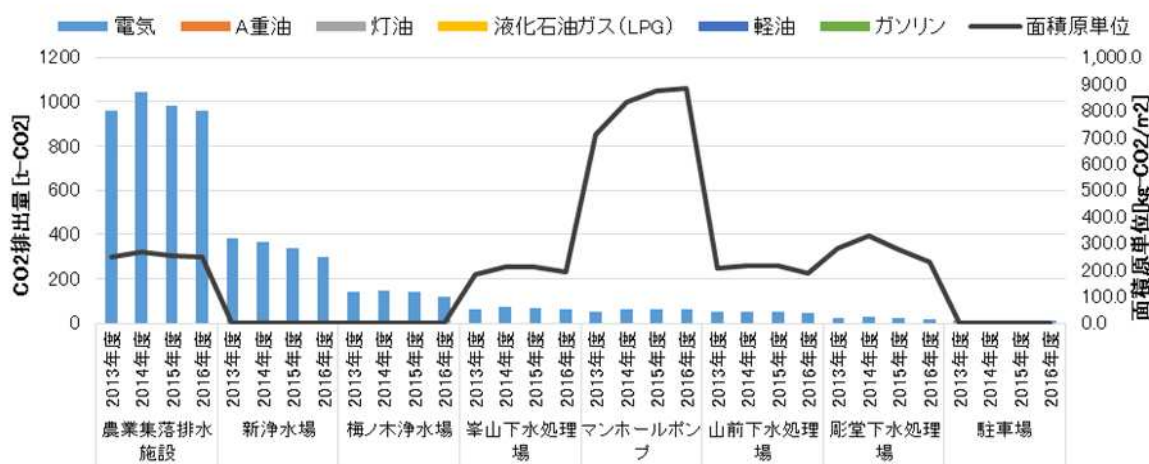


図 3-6 (1) その他施設等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

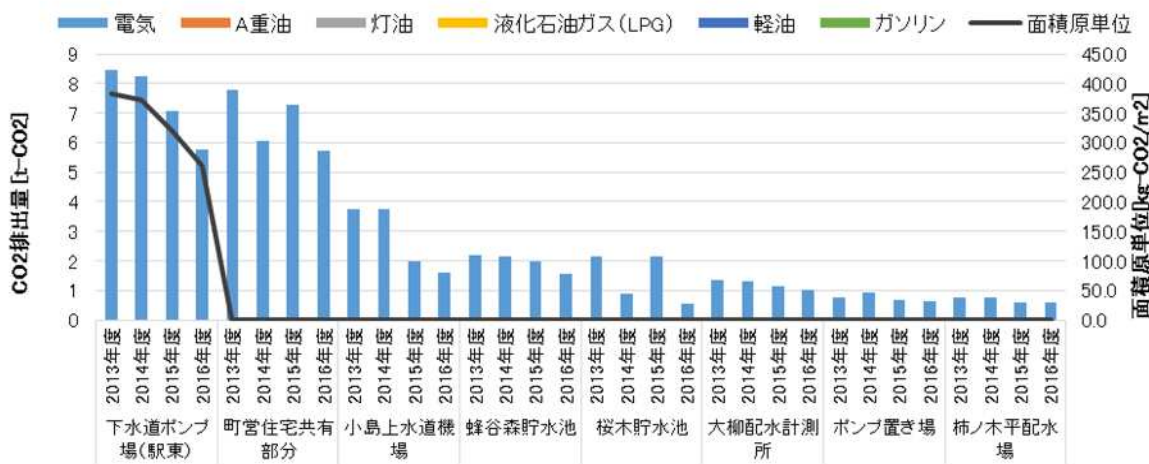


図 3-6 (2) その他施設等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

公用車から排出される温室効果ガスの総排出量

公用車(軽油・ガソリン)の利用に伴い、CO₂のほか、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)といった温室効果ガスが排出されます。公用車の利用状況のデータをもとに、CO₂以外のCH₄、N₂Oの排出量をCO₂換算した温室効果ガス排出量を図3-7及び表3-2に示します。



図 3-7 公用車の走行に伴う温室効果ガス排出量と CO₂ が全体に占める割合

表 3-2 公用車の走行に伴う温室効果ガス総排出量 [t-CO₂]

気体種別	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
CO ₂	178.2	153.6	156.0	159.1
CH ₄	0.2	0.2	0.2	0.2
N ₂ O	4.5	4.7	4.5	4.4
合計	182.9	158.5	160.7	163.7
CO ₂ 割合	97.4%	96.9%	97.1%	97.2%

4. 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

4-1. 目標設定の考え方

温室効果ガス総排出量の削減に向けては、省エネ活動などのソフト的な取組である「運用改善」、エネルギーの消費効率が悪い設備を高効率の設備へと入れ替えるハード的な取組である「設備更新」、温室効果ガスを発生させない「再生可能エネルギーの導入」といった各措置を実行していく必要があります。

このため、国の「地球温暖化対策計画」の目標設定に従いながら、「運用改善」「設備更新」「再生可能エネルギーの導入」の各措置による温室効果ガス総排出量の削減量を積み上げ、目標設定を行います。

4-2. 基準年度

本計画の基準年度は、政府の「地球温暖化対策計画」と整合させ、2013年度としています。

4-3. 数量的な目標

「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標を以下のとおり設定します。また、「運用改善」「設備更新」「再生可能エネルギーの導入」の各措置による温室効果ガス総排出量の削減量の目標を表4-1に示します。

2030年度における温室効果ガス総排出量を2013年度比38.4%の削減とする

表4-1 各措置による温室効果ガス総排出量の削減目標 [t-CO₂]

大項目	削減手法等	値
2013年度全体CO ₂ 排出量		6,134.1
削減量	2013年度から2016年度にかけての減少分	948.5
	運用改善	116.6
	設備更新	315.5
	再生可能エネルギーの導入	72.1
	合計	1,452.7
設備更新・運用改善後の排出量		4,681.4
電気排出 係数	電源構成ベストミックス達成後の排出係数適用	3,778.6
	(排出係数見直しによる削減量)	902.8
削減量合計		2,355.5 38.4%

燃料種別ごとの温室効果ガス総排出量と目標達成時における削減想定は、図4-1から図4-3のとおりです。

電気

設備更新、運用改善、再生可能エネルギーの導入の各措置により削減が図られることに加え、排出係数の見直しにより大幅に削減されるものと想定します。

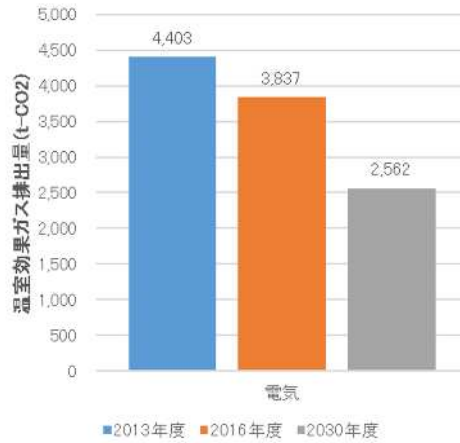


図 4-1 電気による温室効果ガス排出量の推移と削減想定

A 重油・灯油

空調設備の効率化や一部電気式空調へ切り替えることで削減されることを想定します。

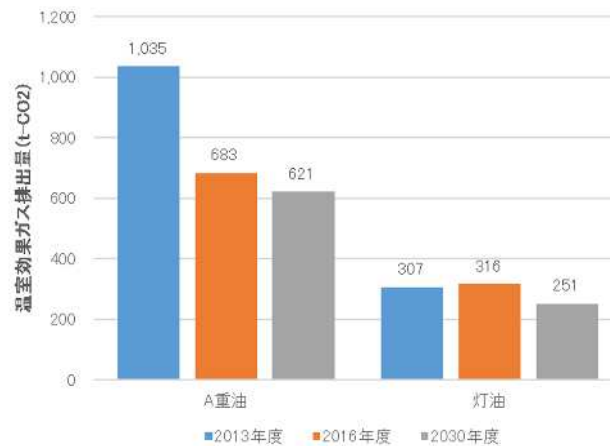


図 4-2 灯油・A 重油による温室効果ガス排出量の推移と削減想定

LPG、ガソリン、軽油

運用改善措置により減少するものと想定します。

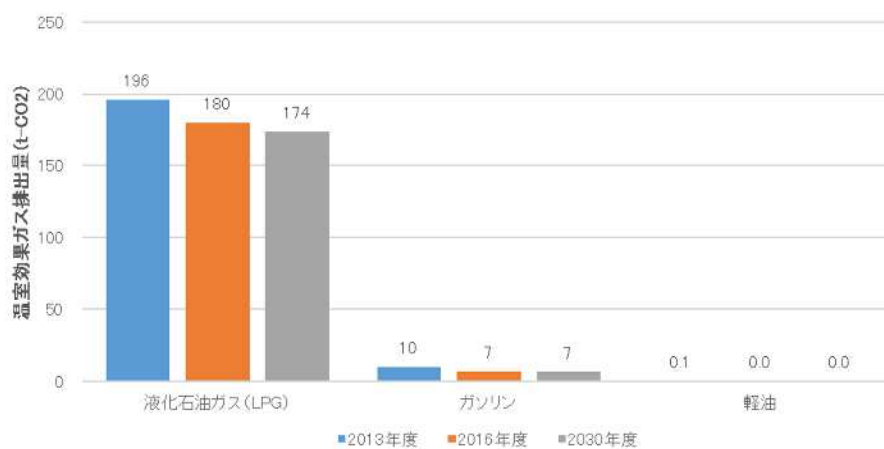


図 4-3 ガソリン・軽油・LPG による温室効果ガス排出量の推移と削減想定

5 . 目標達成に向けた取組

5 - 1 . 取組の基本方針

温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けた取組の基本方針は次のとおりです。

運用改善

- PDCA サイクルを有するカーボン・マネジメントシステムを着実に運用し、温室効果ガス総排出量の削減を図る。
- 定期的に温室効果ガス総排出量の排出状況を算定し、全職員等に周知することで職員のカーボン・マネジメントに対する意識啓発を図る。
- 年度ごとの取組目標とその成果を町ホームページで積極的に公表する。

設備更新

- 設備の更新時には、トップランナー方式に適合した製品又は L2-Tech 認証製品を積極的に採用し、省エネ化を図る。
- ランニングコストの削減により投資回収が図れる設備に関しては、民間活力の活用も検討する。

再生可能エネルギーの導入

- 自家消費を主目的とした再生可能エネルギーの導入により、温室効果ガス総排出量の削減を図る。
- 再生可能エネルギー設備の導入に際しては、民間活力の活用も検討する。

その他

- 事務事業において物品やサービス等を調達する際には、グリーン購入推進に関する基本方針及びガイドラインに基づいて実施する。

5 - 2 . 重点施策

環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0」（平成 29 年 3 月）を踏まえ、「運用改善」「設備更新」「再生可能エネルギーの導入」に関する重点施策を表 5-1 のように設定します。

なお、本施策はカーボン・マネジメントの対象となる全ての組織・施設で実施するものとし、その他の取組については、各組織・施設ごとに計画し、実施するものとします。

表 5-1 重点施策

重点施策 1	運用改善措置
	<ul style="list-style-type: none"> (1) PDCA サイクルの構築による継続的な温室効果ガス総排出量削減のための取組の実施 (2) 冷房設定温度緩和 (3) 暖房設定温度緩和 (4) 冷暖房負荷削減を目的とした外気導入量の制御 (5) ウォーミングアップ時の外気取入れ停止 (6) 空調運転時間の短縮 (7) フィルターの定期的な清掃 (8) 間欠運転・換気回数の適正化による換気運転時間の短縮 (9) 給湯温度の調整 (10) 洗面所給湯期間の短縮（夏場の給湯停止） (11) 照明照度の調整 (12) エネルギーモニタリング制御の導入 (13) カーテン、ブラインドによる日射の調整
重点施策 2	設備更新
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備更新時におけるトップランナー方式に適合する製品又は L2-Tech 認証製品の積極的な採用 (2) 照明の LED 化によるランニングコストの削減により投資回収が図れる部屋等における積極的な LED 化の実施 (3) 民間活力の活用による省エネ設備の導入検討 (4) 空調・熱源の方式見直しによる温室効果ガス総排出量の削減
重点施策 3	再生可能エネルギーの導入
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震性や保守性に問題を生じない範囲での屋上太陽光発電設備の導入検討 (2) 民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入検討

5 - 3 . 温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップ

温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップを図 5-1 に示します。

PDCA サイクルを有するカーボン・マネジメントシステムの運用は早期に取組を実施するものとします。また、各施設の省エネ取組計画を定め、取組を実施しながら施設毎の運用の最適化を行うものとします。

一方で、予算措置が必要となる設備更新に関しては、エネルギー使用量の大きな施設に対する取組を短期的には実施するものとし、短期の設備更新の取組の効果検証を踏まえ、中長期的に対象とする施設を拡大していきます。

再生可能エネルギーの導入については、短期的には導入可能性の高い施設への太陽光発電設備の導入を検討します。

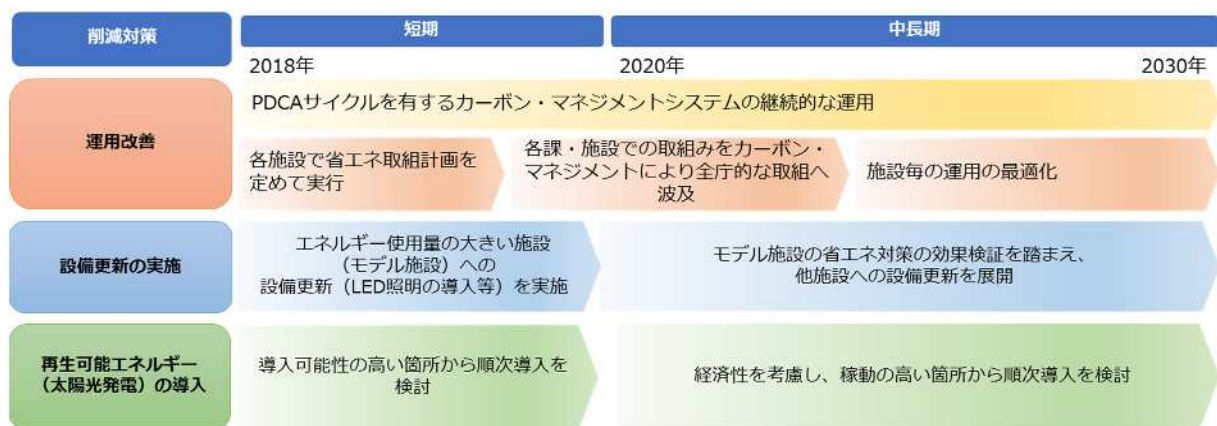


図 5-1 温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップ

6 . 事務事業編の進捗管理の仕組み

6 - 1 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続

(1) 推進体制

実行計画の実効性を高めるためには、温室効果ガス総排出量の削減の目標達成に向けて、全職員が関連する取組項目を実践していくことが重要です。

そこで、各課・全職員が取組項目を実践できる推進体制を図 6-1 のとおり構築します。

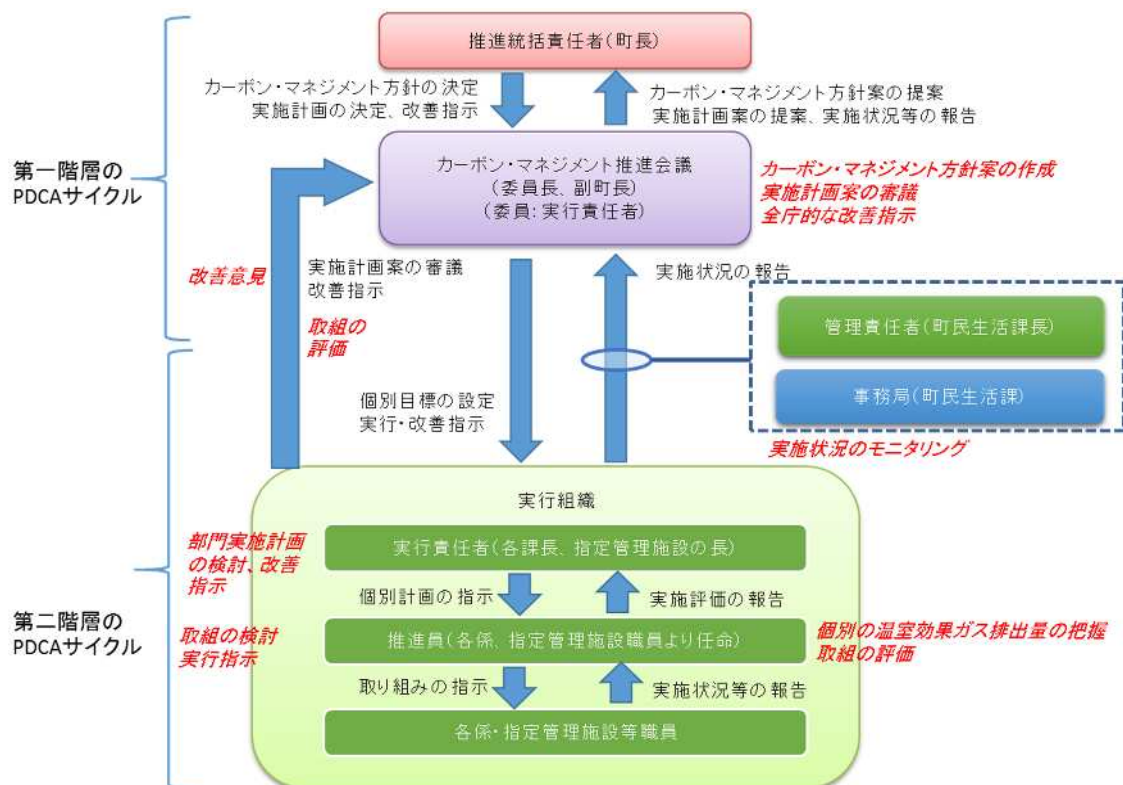


図 6-1 計画推進体制

推進統括責任者は、カーボン・マネジメント方針や温室効果ガス総排出量の削減目標等の決定機関として位置付けます。

カーボン・マネジメント推進会議は、単年度の温室効果ガス総排出量の削減目標を検討するとともに、全庁的な取組を評価し、改善措置の実施を実行組織に指示します。

管理責任者は、カーボン・マネジメント推進会議とともに単年度の温室効果ガス総排出量の削減目標を検討するとともに、温室効果ガス総排出量の削減のための取組の実施状況及び温室効果ガス総排出量の排出状況を事務局とともに把握し、必要に応じて実行部門へ改善指示を行います。

実行組織は実行責任者、推進員、その他の職員等からなります。実行責任者は自部門における温室効果ガス総排出量の削減目標の達成に向けた計画を策定するとともに、定期的に自部門の取組を評価し、改善指示を行います。推進員は自部門の温室効果ガス総排出量削減の

ための取組をその他の職員に指示するとともに、自部門の取組やエネルギー消費量の状況について整理し、実行責任者及び事務局に提出します。その他の職員は自部門の温室効果ガス総排出量削減のための取組を主体的に実施するとともに、改善の要望等をカーボン・マネジメント推進会議及び事務局に提出します。

事務局は、町民生活課が担い、管理責任者とともに温室効果ガス総排出量の削減のための取組の実施状況及び温室効果ガス総排出量の排出状況を把握するとともに、温室効果ガス総排出量の削減に向けた事務を担います。

(2) 実施フロー

カーボン・マネジメントの実施フローを図 6-2 に示します。

カーボン・マネジメント推進会議と管理責任者・事務局がカーボン・マネジメントの方針を検討し、推進統括責任者が決定を行います。

次いで管理責任者・事務局及び実行責任者の協議により温室効果ガス総排出量の削減目標を検討し、カーボン・マネジメント推進会議での審議を踏まえ、推進統括責任者が決定を行います。

管理責任者・事務局、実行責任者は決定された温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するための部門・全庁実施計画を策定し、全職員に周知します。

実行推進員及び職員は実施計画に基づく取組を実施し、推進員は月ごとの取組状況、エネルギー消費状況を記録し、半期ごとに管理責任者・事務局に報告します。

管理責任者・事務局は取組状況のモニタリング・評価を行うとともに、実行責任者にフィードバックを行い、実行責任者は自部門の取組が十分でない場合には改善指示を出します。

カーボン・マネジメント推進会議は年次評価を行うとともに、実施状況及び改善策を推進統括責任者へ報告し、推進統括責任者は、カーボン・マネジメント推進会議の提案を踏まえレビューを行い、必要に応じてカーボン・マネジメント方針の改定、改善指示を行います。

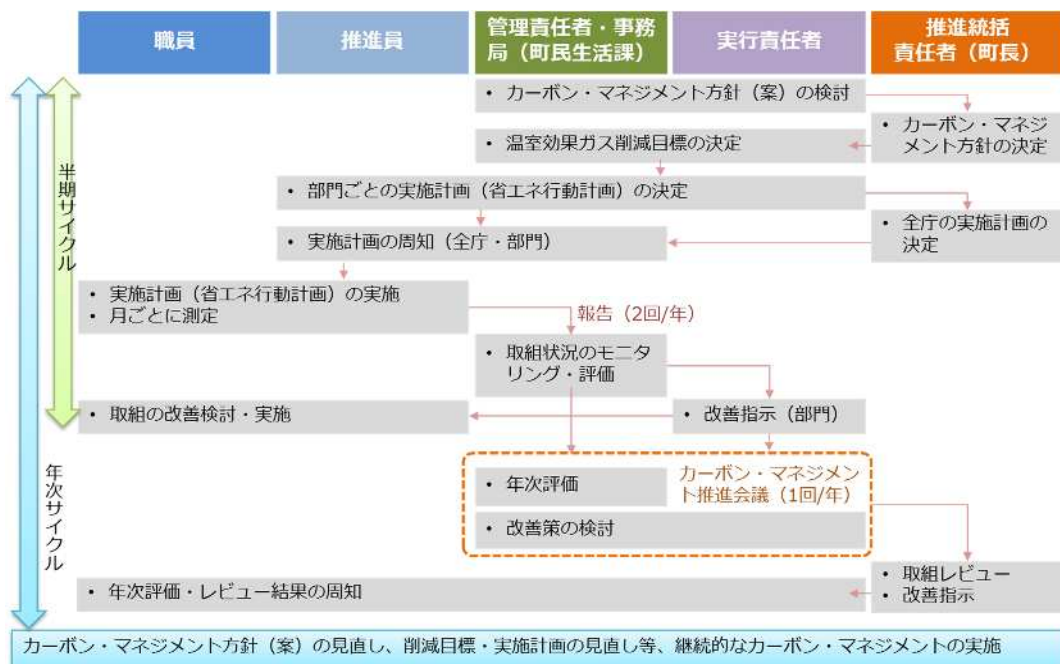


図 6-2 計画実施フロー

(3) 点検評価

推進員は月ごとの取組の実施状況及びエネルギーの消費量を記録し、半期に 1 回、実行責任者及び管理責任者・事務局に提出するものとします。

管理責任者・事務局は半期に 1 回、実行組織からの取組状況及びエネルギー消費状況の報告を受け、温室効果ガス総排出量の排出状況を算定するとともに、温室効果ガス総排出量の削減に向けた取組の評価を行い、実行責任者に通知するものとします。

実行責任者は推進員からの報告及び管理責任者・事務局の評価を踏まえ、改善指示を行います。

(4) 公表

カーボン・マネジメントの年度ごとの取組の実施状況及び成果については、町ホームページで公表することとします。

公表する項目は次のとおりとします。

- (1) カーボン・マネジメント方針
- (2) 町全体の温室効果ガス削減目標及び実施計画の概要
- (3) カーボン・マネジメントの実施状況及び達成状況
- (4) その他推進統括責任者が必要と認めた事項